希望業種ごとに必要な免許等 ／ 必要書類

必要書類に関する注意事項：1）発行機関や受領機関の印（受理印、確認済印、発行印、所属長印等）が押印されていること。
2）最新のものであること。
3）証明書類は、特に指定がなければ、発行日が申請日より３か月以内のもの。
4）各免許・許可・登録に有効期限がある場合には、申請日が有効期限内のもの。

コード			希望業種（小分類）	必要な 免許・許可・登録	必要書類	受任先を設置する場合の 必要書類（受任先の登録必要）
01	測量		測量一般	・測量業者登録	（①②のいずれか） **①登録証明願（証明を受けたもの）** **②測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）**	**・左記の資料**（どちらか） **・測量業者登録申請書** **第一面および別紙**（別紙に受任先の記載があるもの）
			地図の調製			
			航空測量			
02	建設コンサルタント	建築関係	建築一般	・建築士事務所	（①②③のいずれか） **①建築士事務所登録証明書** **②建築士事務所登録通知書** **③建築士事務所登録済証** <補足> 建築士ではなく、建築士事務所の証明書等を提出してください。	**・同左** （ただし受任先営業所分）
			意匠			
			構造			
			暖冷房			
			衛生			
			電気			
			建築積算			
			機械設備積算			
			電気設備積算			
			工事監理（建築）			
			工事監理（電気）			
			工事監理（機械）			
			調査			
			耐震診断			
			地区計画及び地域計画	（任意）建築士事務所等	・建築士事務所登録証明書他	
		土木関係	河川、砂防及び海岸・海洋	・建設コンサルタント登録	（①②のいずれか） **①建設コンサルタントの登録について（通知）** **②現況報告書一式** 〈②の補足〉 １）確認済印が申請書提出時の直前１年以内のものに限る。 ２）現況報告書の内容が現況と異なっている場合は、登録事項の変更を行った「変更届出書」（変更事項が記載され、受付印のあるものに限る）の写しもあわせて添付する。 ３）希望する登録部門が記載されていること。	
			港湾及び空港			
			電力土木			
			道路			
			鉄道			
			上水道及び工業用水道			
			下水道			
			農業土木			
			森林土木			
			水産土木			
			廃棄物			
			造園			
			都市計画及び地方計画			
			地質			
			土質及び基礎			
			鋼構造及び コンクリート			
			トンネル			
			施工計画、施工設備及び積算			
			建設環境			
			機械			
			電気電子			
03	地質調査		地質調査	・地質調査業者登録	（①②のいずれか） **①地質調査業者の登録について（通知）** **②現況報告書一式** 〈②の補足〉は同上	
04	補償コンサルタント		土地調査	・補償コンサルクント登録	（①②のいずれか） **①補償コンサルタントの登録について（通知）** **②現況報告書一式** 〈②の補足〉は同上	
			土地評価			
			物件			
			機械工作物			
			営業・特殊補償			
			事業損失			
			補償関連			
			総合補償			
			不動産鑑定	・不動産鑑定業者登録	（①②のいずれか） **①不動産鑑定業者証明申請書（証明を受けたもの）** **②不動産鑑定業者登録通知書** <補足> 不動産鑑定士ではなく、不動産鑑定業者の証明書等を提出してください。	
			登記手続等	（①～②のいずれか） ①司法書士 ②土地家屋調査士	（①②③のいずれか） **①司法書士登録通知書** **②司法書士登録証** **③土地家屋調査士登録証明書** **④土地家屋調査士登録証**	
05	その他の業種		水質調査	・計量証明事業者登録	**・計量証明事業登録証**	
			大気分析			
			騒音・振動調査			
			ダイオキシン調査	・特定計量証明事業者認定	**・特定計量証明事業者認定証（MLAP）**	